

宇都宮地方裁判所委員会（第38回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 令和3年11月17日（水）13：30～15：00

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

石嶋幸夫，石塚洋史，後藤健（委員長），五味渕玲子，鈴木光世，蓼沼浩，中原康則，根本智子，藤井佐知子，山崎一洋，渡邊卓児

（説明担当官）

植松明夫民事首席書記官，佐藤裕久刑事首席書記官，徳江淳総務課長

（庶務）

杓水一隆事務局長，山田雅彦事務局次長，徳江淳総務課長，家本浩司総務課課長補佐

4 議事

(1) 意見交換テーマに関する説明

委員長から，今回の意見交換テーマ（裁判手続等のIT化について）及びその趣旨に関する説明がされた。

(2) 基本説明等

ア 植松明夫民事首席書記官，佐藤裕久刑事首席書記官，徳江淳総務課長から，裁判手続等のIT化について，裁判所における取組の内容・状況等について説明がされた。

イ 民事部及び総務課職員において，民事訴訟手続におけるウェブ会議のデモンストレーションを実施した。

(3) 意見交換の要旨

（委員）

○ デモンストレーションを見た感想として，既存のシステムを使っているの

でやむを得ないと思うが、切り替えに時間がかかっていると感じた。例えば、三者間の会議から二者間に切り替わるのがもっとスムーズになるとよいのではないか。

質問であるが、チャットに入力した文字は、自動で例えば調書など移行するようになっているのか。

(委員長)

- 現在はそのようにはなっていないが、将来的にはもっとスムーズに手続が実施できるよう検討している段階である。

(委員)

- 弁護士として実際にウェブ会議を利用したの感想だが、私としても通話をいったん切ってかけなおすというのは少し迂遠だと感じているところである。T e a m s ではなく Z o o m の話になるが、グループ分けのようなものができる機能があり、そのグループについてホストはどこにでも参加できる。そういった機能を利用して、例えば個別に話したい場合は、原告側と話す際には被告側を別のグループに待機させるなどすれば、かけなおすようなことをしなくても会議ができるのではないかと思っている。T e a m s にこういった機能があるのかは分からないが、もしできるのであればスムーズに会議が進むのではないかと感じた。

(委員長)

- ウェブ会議を裁判所で初めて利用した際の印象はどうだったか。

(委員)

- 裁判所まで移動せずに手続ができるという点では、非常に便利だと感じた。他方、ウェブ会議は事務所で必ず行うため、会議によっては大部屋ではなく相談室のような個室を用意する必要があり、今はそれが足りなくなるという場面が生じている。ウェブ会議で使用する部屋は、並行して他の弁護士が相談を受ける場合にも利用していることから、部屋のやりくりが大変になって

いる。この問題は、私共だけでなくどこでも生じることなのかなと思う。

(委員長)

- Teamsの画面の切り替えについては、技術的には簡易な方法で行うことも可能ではあるものの、二者間で通話しているところに、もう一方がホストの許可なく参加することができてしまうようである。そこで、会話の秘密を担保するため、いったん切断してつなぎなおすという手法を取っていると聞いている。

(委員長)

- 先ほどのデモンストレーションにおいて、チャットで入力していた争点整理については、今までもやろうと思えば裁判官がメモを作って渡すなどすればできたことであったが、実際にはほとんど口頭で行い、メモは渡していなかったところである。そうすると、裁判官と弁護士の認識が一致していないという状況が起こりうることから、次回期日への影響を考えると記録に残るかたちで行った方がよいが、一方で、全ての手続についてメモを作成するのも手間である。そこで、チャットのような簡単なかたちでできれば便利であるし、これは対面で手続を行うよりもよいことであるといえるのではないかなと思う。

(委員)

- 先ほどのデモンストレーションで図面を見ているときに、裁判所がアップロードした図面に両当事者が直接書き込むことができるような機能があればよいと思った。言葉で説明しても裁判所が分からなかったり、違うところを示してしまったりして時間がかかってしまうイメージがあるので、全員が書き込める共有画面があるともっとスムーズに争点整理ができてよいのではないかな。

(委員長)

- 先ほどお示した画面共有機能のほかに、双方が書き込める共同編集とい

う機能もあるが、操作に時間がかかるため裁判官はあまり使っていないのではないかと思う。いちばん使うのは和解調書作成の場面と思われるが、和解案を提示してそこにお互い書き込んでいくことはできると認識している。

(委員)

- 民事はだいぶ進んでいると感じた。今回のデモンストレーションを見ていて、例えば当事者は本当に弁護士事務所にいるのかとか、本当に部屋にそれ以外の者がいないのかとか、そういったことの担保はどうなっているのかが気になった。

民事において、海外にいる証人というのはどの程度想定しているのか。

(委員長)

- 先ほどのデモンストレーションにおいて、裁判官が冒頭で非公開の手続なので誰が出頭しているかを確認し、併せて録音録画は禁止ということの了解を取っていたと思うが、裁判所として一番心配しているのは録音録画の関係である。今は簡単にインターネットに録音録画のデータをアップロードできてしまうが、システムとしてこれを完全にできないようにすることは困難であり、互いの信頼関係で非公開を担保しているのが実情である。双方代理人弁護士がいる事件であればよいが、本人訴訟の場合に果たして信頼関係で非公開が担保できるのか心配な部分もあることから、法令上、ウェブ会議の利用について弁護士が付いている事件に限るような規定はないが、運用として非常に慎重に行っているのが現状である。今後家裁の調停でも同じようにウェブ会議が開始されるが、家裁の調停となればますます双方に代理人が付かない事件が多く、そういった場合にどうするかというのは大きな課題であると思う。

海外の人をどうするかについては、ニーズがあることから民事のほうでも検討はしていたが、国家主権の問題があり、海外で証人尋問を実施するのは難しいという話になっていたと記憶している。

(委員)

- 先ほどの説明で、刑事手続においては現行法の枠組みではウェブ会議のような手続は難しいという話があったが、具体的にはどういった点で難しいということなのかをご教示いただきたい。

(委員長)

- 民事訴訟法には電話会議という仕組みがある。平成10年に音声の送受信の方法によって手続を進めてよいという定めができた。当時は電話を想定していたが、音声に映像が付いていてもこの仕組みで実施してよいものとして、この度ウェブ会議が開始された。他方、刑事訴訟法については、こういった定めがないことから、原則どおり、裁判は当事者が裁判所に来て行うことになり、ビデオリンクの方法による証拠調べといった特別な例外はあるものの、一般的なかたちでオンラインにより手続ができるという仕組みはないことから、現行法では民事のようにはできないと考えられている。

(委員)

- 裁判所は、何を目的としてIT化を行うのかがよくわからなかった。新型コロナウイルスの影響で対面では手続ができないことを踏まえた事業継続のためのIT化なのか、コストの面でのIT化なのか、そういったところを明確にする必要があるのではないか。私としては、全ての事務をIT化する必要はないと思っているが、例えば民事と刑事の手続の違いにより、刑事は裁判所に集まって実施する必要があるのだとしたら、それは明確に集まって実施すればよいと思う。

(委員長)

- 民事訴訟手続のIT化の話自体は、新型コロナウイルスの感染が始まる前の平成30年からスタートしている。特に国際的な事件についてIT化のニーズは高いが、日本は非常に遅れていると言われていた。諸外国と比較して、日本は常に紙媒体で提出しなければならないなど不便であることから、日本

でない他の国で裁判を起こそうという話になる。そうすると裁判自体の国際的な競争力が弱まってしまうことから、なるべく使いやすい手続にしなければならないということで始まったと聞いている。

この経緯からすると、IT化の目的は、当事者の利便性の確保というのが一番なのではないかと思う。もちろん、手続が電子化されることで紙が不要になり、コストも下がってくると思うが、まずは利便性なのだと思う。そうだとすると、対面すべきことまで無理にIT化することを目指しているというわけではないと考えられる。

(委員)

- 利便性を第一の目的と考えるならば、個人情報保護の問題を含めて、その目的に向かってどのようにしていくかを考えるべきであろう。目的を明確にしないと、「IT化」という大きな話になってしまい、目指すべきところが見えにくくなってしまう可能性がある。

(委員)

- 刑事手続について、個人的な考えであるが、令状請求がオンライン化されるのであればこれに越したことはないと思っている。現在平日昼間は最寄りの裁判所に、夜間休日は管内すべて本庁当直に赴いて請求を行っているところ、オンラインであればこれが不要となるので大変助かる。一方で、書類のデジタル化をどのように行うのか、データをどのように送信するのかというところが気になっている。また、被疑者の勾留質問手続などについて、オンライン化が進めば、わざわざ移動させる意味がなくなるのではないかと思う反面、それで被疑者の人権が十分に守られるのかという疑問もある。被疑者との接見については、わざわざ弁護人来ていただくかなくとも、留置施設にオンラインで接見ができる部屋を設ければこれができるようになるのかなと感じているところである。

(委員)

- 今話題に上がった、書類をどうやって受け渡しするかなどについては、データでやりとりができれば非常に楽だと思ふし、裁判所に対してもデータで提出ができるようになれば便利だと思っている。一方、例えば証人尋問においては、画面上ではしぐさや表情の変化などが分かりづらい面もあることから、オンラインではなく直接話を聞きたいという面もある。

(委員)

- 弁護士の立場からすると、刑事手続のIT化について、進んだらよいと思ふ場面として証拠開示の場面がある。オンラインで開示ができるようになれば、謄写申請をして、記録が開示されるのを待つというところがなくなるので、便利だと思ふ。接見交通の場面については、先ほど話があったように、本当に接見の秘密が守られるのかというのが疑問である。その場に誰もいないことの担保がどの程度取れるのかという点が心配なので、仮にオンラインによる接見の制度ができたとしても被疑者に直接会いに行くという弁護士が多いのではないかと感じている。

(委員長)

- ここで話題を変えて、委員の皆様が所属されている職場等におけるオンライン化の取組例などを御紹介いただきたい。

(委員)

- デモンストレーションを見させていただき、裁判所はIT化が進んでいると思つた。是非、市民の方の利便性向上のため、これからも取組を進めていただきたい。市役所はほとんどIT化が進んでいないので、大変刺激を受けた。

(委員)

- デモンストレーションについて、皆さん個室で実施していたためハウリングはなく、音声はきれいに聞こえていた。録音禁止の点については、信頼関係でやっていくしかないのかなと思ふ。直接主義とオンライン化の調整の点

については、我々も入試はオンラインで実施したが、それは緊急避難措置のようなものであり、面接においては、やはり表情などを直接見ることで人となり分かることから、オンラインではなるべく行わない方向でいきたいと考えている。

デジタルリテラシーの話をする、本学においてシニア層に向けてのプログラムをオンラインで実施しようとしたところ、3割くらいの人ができない旨回答をした。そこで、そういった方に対してパソコンの使い方を一から教えてみたところ、自ら機材を買って、受講できるようになったという事例があった。これは環境がないからできないのであって、理解すればできるということであり、この壁を日本社会全体としてどう乗り越えていくかが今後の課題なのかなと感じた。

I T化の目的は何かというところについて、ひとつは非常に便利であるということ、もうひとつは大学においては教育の質の向上が見込めるということが言われており、今デジタル化を進めているところである。現在、大学の教育研究等の全方面についてデジタルテクノロジーを用いて覚醒していかなければならないとして、全ての大学がこれに取り組んでいる。教育の質の向上という点について、最初は学生もオンライン授業には慣れず、否定的な声もあったが、しばらく経ってきて資料が整い、Z o o mでの学生間のセッションができるようになってくるにつれて、これは非常にいいと評価が変わってきた。今対面に戻すのと、対面とオンラインのハイブリッドのどちらがよいかと尋ねると、圧倒的にハイブリッドがよいとの評価である。これは、自分のペースで学習ができることと、何度も繰り返し学習ができ、教材もオンデマンドでいつでも見られるという便利な点があるからだと思う。先生も学生もお互い学習してこれが分かってきたので、これを使わない手はないということになった。次のステップとして我々が考えているのは、学生に事前にオンラインで動画を見てもらうなどして予習してもらい、対面でこの課題に

ついてディスカッションをしたりプレゼンをしたりする、いわゆるアクティブラーニングを行うということである。これにより、個別に自分で考えることと、共同で学ぶということがよいバランスでできることになり、非常に高い教育効果が得られるということが分かってきたので、推奨しようとしているところである。

もうひとつこれまでになかった点として、ITを駆使して学習環境を整備していくと、先生方が作った動画や資料がアーカイブ化され、集積していき、様々な人にこれを見てもらえるということがある。大規模大学においてもこの取り組みを行っており、世界的にもこういったものが流通している。優れた講義などを利用しやすくすることも大学の使命であると考えて頑張っているところである。

もうひとつの新しい局面としては、ITによる学習履歴がある。これができるようになると、当該学生がこれまでどういう学習をしてどういう成績を収めたかなどがすべて紐づけされ、履歴として残ることにより、学習効果などを検証し、改善に向けて取り組むことができることになる。

業務面については、学外クラウド化があるが、セキュリティの問題があり、なかなか進んでいないのが現状である。また、電子決裁についてはまだ進んでおらず、目下の課題である。

(委員)

- 教育面でも、利便性の点については、小中学校、高校においても通じるものがある。デジタル教材の利便性もそうだが、先ほど話のあった学習履歴については、これが蓄積していけば、例えば大学受験時にデータを大学に提出することで、その後の効率的な学習につながることを期待できるのかなと思う。これからはそういう時代になっていくのだろうし、対応しなければならないのだろうと思う。一方、子供たちには情報モラル教育が必要という認識である。

また、学年が下がるほど、集団で学ぶということとのバランスをどう図るかという問題がある。コロナ禍でのオンライン授業が話題に出ていたが、集団で学ぶ機会が失われることが懸念される。今やっと修学旅行に行ける状況になり、学校祭が対面でできるようになったことも踏まえ、対面での学習効果とデジタル化のバランスを図ることが目下の課題である。

(委員)

- 先ほどシニア層の3割くらいの方がデジタル化に対応できないという話があったが、私もその一人だと思う。これまで主に人と人の対面で成り立っていた手続が、映像と映像との対面に移り変わり、やがて主流になるとしたらどうなるのか不安を覚える。

(委員長)

- 裁判手続についてどこまでIT化するのかということについては、だれが機器を操作するのか、機器の操作が困難な人についてどのようにサポートするかということなども含めて今まさに議論をしているところであるが、今日の御意見を踏まえて、これから一緒に考えていかなければならないと感じている。

(委員)

- コロナ禍において、会議やセミナーをオンラインで実施したが、その中で、セミナーのような一方的に話をするものはオンラインでもよいが、ディスカッションを行うものについては本音が出てこない印象があり、オンラインでは難しいと感じた。先ほど話題にも出ていたが、対面で行うからこそ見えてくるものもあるし、雑談の中から得るものもある。そこが非常に大事なところなので、やはり両者を使い分けしていくことが必要だと思う。

(委員)

- 新聞の紙の部数は右肩下がりであり、これは不可逆的なものである。そこで今私共では、キャッチフレーズとして「紙もデジタルも」を掲げている。

新聞のコンテンツの作り方は、様々なご意見はあるが、内部の者としては、かなり優れた部分があると自負するところもある。それを紙だけでなくデジタルでどう発信していくかが極めて大きな課題であるが、デジタルでの発信がないと地方のジャーナリズムが守れないということで、このキャッチフレーズを掲げて力を入れているところである。

(委員)

- 私共としては、決めることは集まって決めることとしているが、その代わり伝達事項のようなものはウェブ併用で行っている。現在、紙を減らすことに取り組んでおり、データでやりとりを行っているが、中にはやはり、環境が整っておらず、パソコンを社外に持ち出せない企業もあるので、そういった企業には紙ベースで資料を交付している状況である。私はスマートフォンのテザリング機能を利用してどこでも仕事ができるようにしているが、今後は企業もそのような環境になっていくのではないかと思う。出身企業においては、ほぼ在宅勤務の環境が整っていたが、週1回や月1回は職場に行って情報共有の機会を設け、これを利用して社員の不安を取り除く取組を行っていた。データは全て外部サーバーに格納し、セキュリティ管理を行っていたので、仮にどこでパソコンをなくしたとしてもデータ流出のおそれはない。今後は事業継続に備えてこういった取組が必要になると思っている。私共の職員はすべて仕事のノートパソコンを持ち帰ってもらっているところであるが、これは、いつコロナウイルスの濃厚接触者になるかもわからないという状況において、いざ在宅勤務を命ずるという状況になってから会社に来させるわけにはいかないことから行っている取組である。

(委員長)

- 本日は、各界の皆様から貴重なご意見・取組や現状を御紹介いただき、心から深く感謝申し上げます。

(4) 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会の日程について、令和4年5月24日（火）
午後1時30分から開催することとされた。

以上